

★あなたの悩み スバリ!答えます! 院長向け無料コンサルティングのご案内
青木忠祐事務長が貴院を訪問し、無料で経営上の課題や職員トラブルの相談に乗ります。相談内容は当コーナーで紹介(匿名可)させていただきます。本誌編集部へお気軽にお問い合わせください。TEL: 03-3256-2864 E-mail: k-arai@jmp.co.jp

そのため、E院長にはサプリメントを手渡すのではなく、製品の紹介と効果の説明にとどめていただくようにアドバイスした。
たとえば、医師が「〇〇の症状には、こうしたサプリメントが有効です。当院の受付でも販売しているの、帰りにお立ち寄りください」と提言するスタイルにしてみたいかがだろうか。
サプリメントは待合室や受付カウンターに置き、患者が手に取って会計窓口で購入する方法が望ましい。つまり、診察の有無に関係なく、患者が自らの意思で自由に購入できるような流れにするのだ。イメージしやすいのは歯科診療所

だろう。受付で歯ブラシやキシリトール製品といった口腔ケア関連の商品を販売している歯科診療所は多い。
会計も分離したほうがよく、E診療所とは別にMS法人のレジと領収書を用意したい。仮にMS法人からの「販売委託」であつても、領収書は分けるべきだ。
今回のケースが混合診療と判断された場合、それまでの保険診療費用は初診にまでさかのぼって全額自費になってしまふ(保険給付額の返還を求められる)。できるだけ、保険診療と保険外診療が混在していると誤解されるような体制は排除したい。

**自由診療の提供は患者の理解と同意が大切
保険と保険外の区別を明確に**



きょうは、どうしました?



講師：青木忠祐

あおき・ただすけ ● さくらクリニック(東京都江戸川区)事務長。コンサルティング会社MSP(メディカルスタイルパートナーズ)代表。中小病院事務長を経て2007年から現職。全日本病院協会認定病院管理士。

今月の診療所



E診療所

静岡市の郊外にある戸建ての内科診療所。E院長は私立病院の内科医長を経て、「患者さんを全人的に診たい」と、2000年に開業した。E院長の穏やかな人柄と丁寧な診療で、1日の患者数は平均80人と、経営は順調に推移している。患者ニーズに応じ、3年前から自由診療を取り入れた。

『診察室でサプリメントを提供 混合診療と指摘を受けないか?』

今回の相談は、静岡市のE診療所(内科)から。同院は保険診療の傍ら、栄養指導の一環として自費で患者にサプリメントを提供している。E院長は「診察室でサプリメントを手渡しているが、行政機関から混合診療との指摘を受けないか」と不安げな表情。本誌7月号で「自由診療」の特集を掲載したが、保険診療と自由診療の「グレーゾーン」の見極めは難しいところ。思わぬ落とし穴にはまらないためにも、しっかりした方針をもって臨むことが大切だ。

保険診療の流れで提供すると 混合診療の可能性も

近年、規制緩和を訴える動きこそあるものの、混合診療は原則として禁止されている。ただし、具体的に違反事項を定めた規定や法律はなく、線引きの判断は難しい。そこで今回は、混合診療と誤解を招きかねないE診療所の業務について改善を提案させていただいた。
E診療所におけるサプリメント提供の過程を検証すると、以下の3点が懸念材料として挙げられた。

① 診察時に医師から手渡してサプリメントを提供している(いずれも保険診療時に手渡し、サプリメント単独を希望して来院する患者は過去にいなかった)。
② サプリメント提供料は、E院長が代表を務めるMS法人の物販部門の売上計上されている。
③ 受付職員は診察代とサプリメント提供料を合わせて、診療所のレジスターで会計をしている。

まず①についてだが、保険診療と同一時に、同一室内で並行してサプリメントを提供することは避

思わぬ「風評被害」も 誤解を招かないよう線引きを

混合診療にならないように配慮することはもちろん、もう1点院長に注意を促したいのは、患者の口コミに伴う思わぬ風評被害だ。「あの診療所は怪しげな商品売っている」とか、「治療費が高い」といった誤解から自院の評判を落とす可能性もある。
こうした誤解を生まないために、院長は患者が保険外診療の実施について認識できるように、文書等できちんと告知していただきたい。混合診療と受け取られかねない不安から、保険診療と自由診療の境界線を曖昧なままにしている院長は多いが、これだと逆効果。ここまですべて保険診療で、ここから自由診療と区別をはっきりつけることがポイントだ。

たとえば、「サプリメントは保

けていただきたい。現状だと保険診療の流れで保険外診療を行ったと受け取られ、混合診療と解釈される恐れがある。

②のサプリメントの売上がMS法人の物販部門に計上されること自体は構わない。ただし、医師が診療時にMS法人の商品を提供したことには少々問題がある。医師が患者に対し、MS法人の商品の購入を斡旋したと勘違いされる可能性もある。

③の保険診療と保険外診療の会計を併せて行うこともいただけない。診療所のレジでサプリメント提供料を会計すると、患者にはサプリメントをMS法人から「買っている」という認識が生じない。医師からサプリメントを「処方された」と受け止めていることが考えられる。

紹介と効果の説明にとどめ 領収証もきちんと分ける

混合診療との指摘を受けられないようにするには、本来は自由診療専門の時間や診察室を設けるべきだろう。今回の相談では、こうした抜本的な解決策を図ることが難し

険給付外の自由診療となっており「ます」と書いた注意書きを用意し、院内に掲示したり、サプリメントを紹介する時に手渡すと、患者にはわかりやすいといえる。
患者の身体を考えてサプリメントを提供しているE院長だけに、余計なトラブルは避けていただきたい。「火のないところに煙は立たない」と言われるが、最近ではモニターページメントに代表されるように、あえて煙を立てる患者もいるので注意が必要だ。

私は在宅専門の診療所に勤務しており、当院では訪問診療の際には交通費を請求している。交通費は認められているにもかかわらず、なかには「医療機関が保険給付外の費用を請求しているのか」と指摘する患者もおり、その都度丁寧な説明を心がけている。自由診療でも患者の誤解をはさまないように、保険診療との区別を明確にしよう。